

津市立修成小学校『いじめ防止基本方針』

令和7年4月1日

1 はじめに

いじめ問題は、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。全職員がいじめの基本認識をしっかりともち、「自ら学び、共に高め合う「修成っ子」の育成」という学校教育目標のもと、「自分も大切にし、仲間やまわりも大切にする子ども」を目指し、『いじめ防止基本方針』を定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

また、いじめにあたりと判断した場合、状況によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

(2) いじめに関する基本認識

- ・いじめは、絶対に許されないことである。
- ・いじめは、どの児童にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・いじめは、様々な態様があり、気づきにくいところで行われることがある。
- ・いじめは、被害者に問題があるのではない。被害者の立場に立って指導する。
- ・いじめは、学校の在り方・教育力が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ・いじめは、関係者が一体となって取り組むことが必要である。

3 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない学校づくりを～

①人権教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権教育を推進計画のもと実施し、互いの良さや違いを認め合い、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・思いやりの気持ちをもつことができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・互いの良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

②道徳教育の充実

- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施し、未熟な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・心に訴える教材や人との出会いなどを通して、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・各学年の発達段階に応じて「命（平和）の学習」「命（防災）の学習」を実施し、かけがえない命の大切さについて考える。

③体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・たてわり活動を通して、異学年との交流を、小中、保幼小連携、特別支援学校等との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、豊かな人間関係を築くための教育活動に取り入れる。
- ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力や関係機関との連携に努める。

⑤保護者や地域の方への働きかけ

- ・「いじめ防止基本方針」は、年度開始時にHPなどで公開するとともに、保護者、関係機関などに説明する。
- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAとの共催事業「子育て講演会」等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見

交換する場を設ける。

- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(2) いじめの早期発見について～小さな変化に気づく眼を～

①日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後等、児童の様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口（相談室でのカウンセリング等）があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

②観察の視点

- ・成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童の人間関係の把握に努める。
- ・児童のグループ内や学級での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・自尊感情傾向調査、いじめ状況調査を実施し、個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。（年2回実施）

③日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ・日記や連絡帳（本校オリジナル予定帳プラス）、生活ノート等の活用によって、担任と子ども保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間3回実施する。（6月・11月・2月）

⑤教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・アンケート調査を受けて、定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

(3) いじめの早期対応について～迅速で組織的な対応を～

①正確な実態把握

- ・当事者や周囲からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- ・いじめ認知件数が零の場合、児童や保護者に公表し、認知漏れがないか確認する。

②指導体制、方針決定

- ・職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

③児童への指導・支援

- ・被害者（いじめを受けた子）の保護に努め、心配や不安を早期に取り除く。
- ・加害者（いじめをした子）に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

④保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について慎重かつ丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

⑤いじめ発生後の対応

- ・いじめの解消に向け、継続的に指導・支援を行う。
※いじめの解消とは、いじめが止んでいる状態が、3カ月（目安）継続しており、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められる場合をいう。
- ・学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・いじめ重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

⑥全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取組目標を設定し、学校評価で達成状況を評価する。

4. いじめ防止のための組織について

いじめ対策委員として、学校長・教頭・教務・生徒指導担当・人権教育担当が中心となり予防に努め、問題が発生した際には、該当児童の関係教員、場合によっては、外部専門機関、地域民生児童委員、学校評議員、PTA役員等とも連携し、いじめ対策委員会を組織して、対応に当たる。